

G X推進による地域産業力強化に関する理解醸成イベント 企画・実施業務委託 要求水準書

1. 業務委託について

(1) 名称

G X推進による地域産業力強化に関する理解醸成イベント企画・実施業務

(2) 業務の目的

八戸市では、令和8年3月に「八戸市G X・次世代エネルギービジョン2050」（以下「ビジョン」という。）を策定し、地域産業力の強化に向け、当地域の産業特性やポテンシャルを踏まえた実効性のある「八戸モデルプロジェクト」を官民連携により推進しようとしている。

本業務は、令和8年10月開催予定のはちのへほコテンのブースにおいて、主に市民を対象として、「G X」や「次世代エネルギー」というテーマを、体験や学びを通じて楽しく分かりやすく伝えるイベントを開催するものである。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年11月20日（金）まで

3. 提案上限額

1,800,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

4. 業務のコンセプト

本業務で実施する理解醸成イベントは、以下のコンセプトに基づく企画とすること。

(1) ビジョンの普及啓発

ビジョンの存在やその意義について、市民へ広く周知し、認知度と理解を確実に高めること。

(2) 未来の日常への期待感（ワクワク）の創出

次世代のエネルギー技術が、私たちのよく知る「八戸市の日常」に溶け込んだ未来の豊かな暮らしや街の姿を表現すること。これにより、来場者が未来の八戸市に対して大きな期待感を抱ける内容とすること。

5. 業務内容

(1) イベントの企画・構成

はちのへほコテンのブースでは、次世代エネルギーの象徴として、燃料電池車の展示を必須とする。受託者は、テントスペースと車両展示スペースを一体的に捉え、通行人の目を引く空間レイアウトを構築すること。なお、展示にあたっては以下の条件を満たす企画・運営を行うこと。

①車両の調達・手配：展示する燃料電池車（※外部協力企業等の車両、または受託者自ら調達する車両等）の手配、会場までの回送・搬入・搬出に関わる一切の調整は受託者が行うこと。

②車両を活用した演出等：単なる燃料電池車の展示にとどまらず、燃料電池車の外部給電機能等の特性を活かした演出を行うほか、来場者からの質問に的確に答えられる体制を確保すること。

③安全管理の徹底：歩行者天国会場内への車両の搬入・搬出時の誘導人員の配置、展示中における来場者の安全確保を徹底すること。また、ビジョンの概要について、ブースの壁面等を活用し分かりやすく伝える展示を行うこと。

（２）当日の運営・進行管理

・当日の詳細なタイムスケジュール（時間制限のある搬入・設営、開催中の運営、撤去・搬出、ブース周辺の清掃手順）を策定し、執行すること。

・運営に必要な人員（責任者、呼び込み、コンテンツ進行、待機列の整理担当等）を適切に配置し、円滑な指揮命令系統のもとで運営すること。

※出展スペースは「6 m×3 m」とし、業務の遂行に必要なテント、長机、椅子、発電機等の備品・資材一式は、すべて受託者の責任において準備（手配・搬入・設営・撤去）すること。なお、燃料電池車の展示はテント隣接のスペースとする。

※はちのへホコテンの出店に関する募集要項を順守し運営すること。

（３）安全管理・リスクマネジメント

屋外開催特有のリスク（突風・降雨等の悪天候、機材や電源のトラブル、混雑時の安全確保等）を想定し、現場での安全管理を徹底すること。特に熱中症対策や、テントの飛散防止（ウエイトの適切な設置）等の安全対策を確実に講じること。

（４）効果測定及び実績報告

イベント終了後、ブースへの推定来場者（体験者）数、アンケート結果（実施した場合）、当日の稼働状況の写真等をまとめた「実績報告書」を提出すること。

6. 実績報告書の提出について

（１）提出物

①実績報告書

実績報告書（A4様式任意）を電子データ（Word・PDF形式等）にて提出すること。なお、報告書への記載内容については、市と協議の上、決定する。

※本業務における成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の知的財産権は、八戸市に帰属するものとする。

(2) 提出期限

契約期間内に提出すること。

(3) 提出先

八戸市商工労働まちづくり部商工課 次世代エネルギー導入・産業創造推進室

7. 業務の再委託

本業務の全部または主たる部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託または請け負わせることはできないものとする。また、本業務の主たる部分以外の部分について第三者に委託又は請け負わせる場合は、個人情報の取扱いに十分注意し、事前に八戸市の承認を得た上でこれを行うものとする。

8. 留意事項

この要求水準書や提案書を基に、両者協議の上、契約書における仕様書を作成するものとする。